改正後

附　則

（特定委託者保護基金に係る経過措置）

第二条　［略］

２　［略］

３　特定委託者保護基金は、第一項の規定に基づき保全対象財産である有価証券を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該有価証券を管理するものとする。

一　特定委託者保護基金が自己で保管することにより管理する有価証券（混合して保管される有価証券を除く。次号において同じ。）　保全対象財産である有価証券（以下この項において「保全対象有価証券」という。）の保管場所については自己の固有財産である有価証券その他の保全対象財産である有価証券以外の有価証券（以下この項において「基金固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象有価証券についてどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二　［略］

三　特定委託者保護基金が自己で保管することにより管理する有価証券（混合して保管される有価証券に限る。次号において同じ。）　保全対象有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象有価証券に係る各会員の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

附　則

（特定委託者保護基金に係る経過措置）

第二条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　特定委託者保護基金が自己で保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券を除く。次号において同じ。）　保全対象財産である有価証券（以下この項において「保全対象有価証券」という。）の保管場所については自己の固有財産である有価証券その他の保全対象財産である有価証券以外の有価証券（以下この項において「基金固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象有価証券についてどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二　［同上］

三　特定委託者保護基金が自己で保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券に限る。次号において同じ。）　保全対象有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象有価証券に係る各会員の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四　［同上］

○内閣府・厚生労働省令第二号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（労働金庫の付随業務）

第四十二条　［略］

［２・３　略］

４　法第五十八条第二項第十一号の二に規定する有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商

改正前

（労働金庫の付随業務）

第四十二条　［同上］

［２・３　同上］

４　法第五十八条第二項第十一号の二に規定する有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商